二十二、ゼネラル石油株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第十一号

排除命令

東京都中央町銀座四丁目九番十三号

ゼネラル石油株式会社

右代表者　代表取締役　高洲九郎

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下「景品表示法」という。）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、ゼネラル石油株式会社は、昭和四十四年六月一日から同年八月三十一日までを期間とし、「ラッキーナンバープレゼント」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号。以下「告示」という。）一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後告示第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事実

ゼネラル石油株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、主として石油精製業および石油製品販売業を営む事業者である。

同社は、「ラツキーナンバープレゼント」と称して、昭和四十四年六月一日から同年八月三十一日までを期間とし、同社系列の給油所（以下「給油所」という。）に応募用紙を置くことにより、または応募用紙を給油所を通じて路上に駐車中の自動車のワイパーにはさむなどの方法によつて配布しこれを給油所に持参させることにより、給油所へ主として自動車に給油するために来る者に応募させ、抽せんとより、ゴールデン賞トリオ高級ステレオ、舶来ゴルフクラブセットまたはキャンピングセット（いずれも十万円相当）のいずれか一点を五十名、スーパー賞レジャーコート（五百円相当）を一万五千名に提供した。

じかるに、同社の自動車用ガソリンは、一リツトル当りの小売価格が約五十円であり、通常自動車の最低給油量は、約十リツトルである。したがって、当該懸賞に係る取引の価額は、約五百円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よつて、前記景品類中ゴールデン賞の景品類は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、ゼネラル石油株式会社の行為は、告示備考第一項第二号に該当し、告示第一項の規定に違反する。

なお、同社は、前記事実記載の給油所を通じて路上に駐車中の自動車のワイパーにはさむなどの方法によつて配布した応募用紙を直接同社に送付することによる応募方法も採用しているが、このことは、告示備考第二項の規定により本件に告示備考第一項第二号

の規定を適用することを妨げるものではない。

昭和四十五年三月十一日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　菊池淳一

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎